

総合型地域スポーツクラブ「北部体育振興会」会則

(名称)

第1条 本会の名称は、新城市北部体育振興会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新城市立東郷中学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、新城市北部地区住民の親睦と健康の維持増進を図り、併せて生涯スポーツの普及振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 地域住民の体育向上に関する調査研究。
2. 住民運動会の開催。
3. 各種団体等の開催する大会への参加指導。
4. スポーツスクール、スポーツサークルの設置。
5. 各種スポーツ大会、スポーツ・文化教室の開催。
6. 各種研修会の開催。
7. その他本会の目的達成のため必要な事業。

(会員)

第5条 本会の会員は、新城市北部地区に在住、または在勤している者とする。

(運営機関)

第6条 本会の事業運営のため、運営委員会及び常任理事会を設置する。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

運営委員会		常任理事会	
委員長	1名	会長	1名
副委員長	若干名	副会長	若干名
書記	若干名	会計	若干名
委員	若干名	書記	若干名
		常任理事	若干名
		監事	若干名

第8条 運営委員会は、本会代表者、各種団体代表者、学校関係代表者とする。
常任理事会は、各字の体育委員代表、各競技団体代表並びに市体育指導委員、社会体育指導員とする。

第9条 (運営委員会)

運営委員長は、運営委員会において選任する。

副委員長、書記は運営委員会で選任し、委員長が委嘱する。

(常任理事会)

会長は、常任理事会において選任する。

副会長、会計、書記、監事は常任理事会で選任し、会長が委嘱する。

第10条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

顧問及び参与は、体育に功労のあった者、並びに学識経験者、及び各字総代より選ぶ。

顧問は、会長の諸問に応じる。

参与は、必要に応じて本会の会務に参画する。

第11条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第12条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

1. 運営基本方針の決定。
2. 各種団体及び学校との各種調整。
3. その他本会の運営上必要と認められること。

常任理事会は、次に掲げる事項を協議する。

1. 会則の設定、改定に関する事。
2. 事業計画及び歳入・歳出予算の編成、遂行に関する事。
3. その他本会の運営上必要と認められること。

(経費)

第13条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

1. 会費
2. 事業等による収入
3. 補助金
4. 寄付金・協賛金
5. その他

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもっておわる。

(事故の責任)

第15条 会員(参加者)は、本会の活動に際しては、本会の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
これに違反して盗難、傷害等の事故が起きても、本会及び指導者等に対して一切の損害補償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第16条 会員は、スポーツ保険に原則加入しなければならない。

本会は、その活動中の障害については、スポーツ保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

未加入者の活動中の事故については、本会は一切の責任を負わない。

(細則の定め)

第17条 会長は会則の定めるものの外に必要な細則を定めることができる。

体育功労者表彰規定

1. 新城市におけるスポーツレクリエーションの健全なる普及、及び発展に貢献し、本市のスポーツ振興に顕著な功績をあげた者について、この規定に基づいて表彰する。
2. 被表彰者は、常任理事会から推薦された者について役員会(選考委員会)にしたがって会長が決定する。
3. 審査及び推薦は、次の各号に掲げる要件を備える者について行う。
 - (1) 人格、見識が優れている者であること。
 - (2) 地域社会において、社会体育の実践指導を率先して行った者であること。
 - (3) 現在も社会体育を指導している者であること。
4. この規定により推薦するについては、細則を定める事ができる。